

◎ 特集①：原子力と現代の人文学

原子力時代における二つの憧憬 ——主権と世界政府をめぐる——

佐藤太久磨

はじめに

戦後日本のはじまり方とはいかなるものであったか。およそ二つの出来事を経由することによって、日本の戦後は開始されたと想定できる。当然ではあるが、第一に、単に「終戦」を迎えたのではなく、戦争に敗れた、という事実を経ることによって、である。「敗戦」という圧倒的事実の体験がそれに当たる。そしてこの「敗戦」を何よりも象徴する出来事として位置づけられるのが、アメリカによる原子爆弾の投下であろう。原子爆弾という軍事力によって、日本の「敗戦」が運命づけられていたとすれば、日本の「敗戦」は軍事力への敗北を意味したといえよう。

そればかりではない。日本の戦後は、第二に、近代への敗北を経験する地点からはじめられた、と解釈することもできる。戦時期日本の思想史的プロジェクトであった「近代の超克」が、近代的世界に訣別を告げようとする企画であったことは、よく知られている。しかし日本の「敗戦」は、「近代の超克」の敗北でもあった。「近代の超克」が「大東亜戦争」＝「聖戦」のイデオロギーであった以上、日本の「敗戦」は、「近代の超克」の敗北を論理必然的に導き出してしまうからであった。「近代の超克」は、超克対象の近代によって否定されてしまったのである。

このように、日本の戦後は、軍事力と近代への敗北、いわば二重の敗北を味わう地点から歩まなければならないかといえよう。二重の意味における圧倒的な「敗者」として、である。では、この二つの敗北は何を意味したか。

当然ではあるが、「戦争を導く者」から「戦争に敗れた者」への転換は、勝者と敗者とのあいだに、容易には埋めがたい格差を生み出さずにはおかない。しかし他方で、軍勢力と近代に対する負は、いきおいそれらに対する羨望をも生み落とさずにはいられない。敗者が勝者との圧倒的格差を埋めようとすれば、なおのことである。歴史的事実として、これらの憧憬は、《自主憲法》の思想と行動となって表出することとなる。軍勢力の保有を説く改憲思想、「押しつけ憲法」の全面改正を訴える憲法再制定思想として、である。《自主憲法》の精神にあつて、軍勢力保有への意思は、憲法9条の改正を要求し、近代への欲望は、近代国家の形式と実質を整備せんとする衝動、主権の実質的回復を図らんとする欲動となって顕在化することとなろう。《自主憲法》の思想と行動が戦後政治史の表舞台に登場する瞬間である。

しかしながら、戦後に表出したのは、近代への憧憬のみではなかった。近代に敗れたはずの「近代の超克」という企画もまた、戦後において再設定されたのである。近代主権的世界の内在的超克を目指したプロジェクトは、戦後にも持ち越されてしまったのである。だとすれば、そこに示されるビジョンは、近代超越的で、主権超越的なそれとして提起されることとなろう。世界政府の樹立に向けた理念がここに呼び起こされる。敗戦後間もない段階において、原子力の処遇をめぐる、世界政府思想が多く提唱されていた、という素朴な事実は、「近代の超克」なる問題設定が戦時期固有のものではなく、戦後においてもなお有効であり続けたことを指し示している。「近代の超克」が提示する枠組みは、京都学派のみならず、多くの知識人を収容することのできるそれとして再指定されたといえよう〔★1〕。

このように、戦後日本の思想空間には、これら二つの憧憬——近代（主権）への憧憬、「近代（主権）の超克」への憧憬——が確かに渦巻いていたのである。ここで、注意しておいてよいのは、「敗戦」を意味づける原子爆弾の投下が結果的に《自主憲法》の精神を生み出し、原子力兵器の出現が世界政府思想を呼び起こしたように、それらの憧憬がいずれも原子力の位置づけをめぐることで繰り広げられていたことであろう。原子力は、相反するかのような、これら二つの憧憬の生みの親だったのである。

本稿では、以上の点に留意しながら、原子力時代における二つの憧憬が戦後日本においてどのように位置づけられるのかを、思想史の見地から解明してみたい。

近年、3・11のインパクトを受けて、戦後史における原子力の位置づけを明らかにしようとする研究が蓄積されつつある。政治史的観点から検討を加えた研究〔★2〕や言説史・社会史的観点から原子力にアプローチした研究〔★3〕などである。本稿では、これらの研究に学びながらも、これまであまり注目されてこなかった、世界政府思想を取り上げることで、既往の研究との差異化を図ってみたい。のみならず、本稿では、《自主憲法》の思想をも併せて対象化することで、原子力時代における二つの憧憬が戦後日本のあり方にいかなる作用を及ぼすのかを、展望的に論じてみたい。

第1章 核・原子力エネルギーの二重性——「平和利用」か、「軍事利用」か——

核兵器の登場が世界に与えたインパクトは、およそ計り知れない。人類は、ありとあらゆる「存在の根拠」、「存在の根源」を否定してしまう「悪魔」的な力を手にしてしまったからである【★4】。しかし否、そうであるからこそ、原子爆弾や水素爆弾は、新時代の幕開けを象徴する機能を担っていたといえよう。旧体制に変革を促す原動力として、である。

全人類の自殺か？ 世界連邦制による平和確保か？ ピキニの水爆の実験は、その破壊力があまりに大きいので、全世界を驚かした。(中略) 文明は最後の階段に追いつめられた。水素爆弾、コバルト爆弾、リチウム爆弾と全人類自殺の直線コースが明瞭になった以上、之を世界平和に転換さす外道は無い。ただ軍縮会議を幾回繰返そうとも世界平和は来ない。みんな心を合せて、世界各国民が「世界警察」を作る約束をする外、世界平和の道は無い。日本の維新当時三百諸侯が、領地を天皇に奉還したように、世界の八十四の絶対主権国家が、軍事、外交の部分だけ主権を制限して、世界的法治組織を作り、軍事、外交を世界政府が行うことになれば、世界に戦争はなくなるのだ。(中略) 世界連邦運動こそ全人類の運命を決する急務である〔傍点・下線—佐藤、以下特に断らない限り同様〕。【★5】

戦後の世界連邦運動を牽引した賀川豊彦の発言である。近代主権国家体制は旧体制と観念され、いまや世界政府＝新秩序確立へのプロセスが展望される。原子力兵器は、その転換を可能にする原動力、世界連邦運動の推進力として位置づけられているのである。

こうした核兵器の位置づけ方は、賀川と同じく世界連邦運動に加わった物理学者の湯川秀樹のそれでもあった。湯川は、原子爆弾の出現以来、「世界連邦思想に強い関心をもつようになった」【★6】というが、その最終的なビジョンは以下のようなものであった。

第一に、いかなる国も従わなければならない世界法がつくれねばならない。現在の国際法は、各国の絶対主権を大前提として認められている。そして、その立法の根柢には、戦争容認がある。世界法は、各国の主権の重要な一部を制限したうえに成りたつものである。そして、国家を越えた機関が、世界法を各国に強制しようというのである。これが世界連邦構想の中の最も原理的に重要なポイントである。【★7】

世界法と超国家的機関の設立によって、世界連邦は創造される。その場合、国家主権は否定的に参照され、絶対主権の超克が目指されることとなろう。国際連合に対する評価は、そうした観点からなされている。国際連合は、「各国家の絶対主権を認めたままで、連合体」を構成している以上、世界平和の創造において「無力」たらざるをえないのだ【★8】、と。国際連合への低評価は、主権に対する批判的視座から生み出されているのである。湯川にし

てみると、国際連合は旧体制＝主権的世界の象徴にほかならなかったといえよう。

以上のように、原子力兵器は、主権国家体制を更新し、新たに世界連邦をつくりあげる契機として位置づけられていたのである。世界連邦運動に参画したか否かは定かではないが、世界政府が確立されるべきことを説いた、国際法学者の山下康雄は、原子力の管理について以下のように述べていた。

原子力管理の問題を深く考えるならば、主権国家を単位としている国際社会のアーキタイプをすみやかに脱却しなければ、人類が救われる道はないであろう。そのためには、第一に国家主権のドグマを放棄しなければならない。(中略) 第二に、国家本位の国際社会の構成も修正しなければならない。管理機関の構成員が国家の利益代表として行動せず、人類の利益代表として行動するようにならなければ、原子力管理は公正には行われぬ。原子力の管理は、人類全体の問題であつて、一、二の国の問題ではない。(中略) かように考えるならば、国家主権を制限した極限において、また国家本位の国際社会の構成を修正した極限において、世界政府の理念がうかびあがってくる。人類が、人類全体のために、直接に原子力を管理し得るためには、ぜひとも世界政府への道を歩まねばならない。[★9]

賀川や湯川のみならず、主権批判の精神が山下にも共有されていることは明らかであろう。原子力兵器の出現は、近代超越的で、主権超越的な世界秩序を築き上げる一階梯にほかならなかったのである。世界連邦にせよ、世界政府にせよ、その語りを可能にする始点に原子力が位置していたことは疑いを容れない。原水爆は、世界政府の理念を生み出す始源だったのである。京都学派の一員として、戦時期に「近代の超克」陣営に列した、高山岩男の表現を借りれば、「世界政府の理念は原子力時代に原水爆の存在から発生」[★10]したのである。そしてそれは、近代＝主権国家体制の超克を可能にする契機にほかならなかった。この限りで、「近代の超克」という思惟様式は、原子力兵器を媒介に、広範な思想圏域を構成していたと理解されよう。本稿で、「近代の超克」概念を拡張してみようとする所以である。

さて、以上のように、原子力が「近代の超克」を促進させ、世界連邦ないし世界政府の語りを可能にするのであれば、世界政府主義者にとって、原子力が必要悪として配置されることは避けがたかった。原子力が存在したればこそ、近代主権国家体制は更新され、世界政府の形成に期待が寄せられていくからである。世界平和のために、である。

しかしここで注意しておくべきは、湯川秀樹が「念のために断っておくが、私が核時代といつたのは、核兵器が人類世界に支配的な影響を及ぼしている時代を指しているのであって、核エネルギーの平和利用を否定するものではないことは、もちろんである。それどころか、核時代の次に来たるべき世界においては、核エネルギーが牙を抜かれて人類の福祉に全面的に奉仕するようになることを期待しているのである」[★11]と言及し、賀川豊彦が世界連邦が樹立された暁には、「原子力が平和産業に利用できて、世界に貧民はなくなる」[★12]

と述べていたように、原子力の「平和利用」までが否定されたわけではなかった、という点であろう。原子力エネルギーの「軍事利用」は確かに否定された。しかし「平和利用」はむしろ促進されるべき、との理解が示されているのである。「核兵器＝軍事利用」と「原子力エネルギー＝平和利用」が峻別されていることは、ここに明らかであろう。世界政府主義者は、原子力エネルギー推進主義者として位置づけられるのである。世界連邦運動の平和主義的指向と、原子力エネルギーの「平和利用」——原子力は、この二つの「平和」を媒介する機能を果たしていたといえよう。

先に紹介した、国際法学者の山下康雄は、かかる峻別の不可能性を了解したうえで、「原子力産業は二重の性質をもっている。用いようによつては、人類にとって兇器にもなるが利器にもなる。兇器にならないようにすることは、戦争目的に使用されることを防止することで、いわば消極的管理である。さらに進んで、これを利器としなければならない。それは平和目的に使用されるように促進することで、いわば積極的管理である」【★13】と述べているが、いずれにしても、原子力エネルギーを「利器」へと変換することが世界政府主義者にとっての主要な関心事であったといえよう。

しかし山下がみずから述べるように、核兵器と原子力エネルギーの峻別は到底不可能である。平和産業が「一夜にして」軍事産業へと転用されないとも限らないからである【★14】。そのような保障がどこにも見当たらない以上、「原子力はこれを平和的に使用する場合といえども、それ自体に危険性を孕む代物であるから、当然国際的管理を必要とするものである。爆弾として爆発するか、動力源として平和産業に奉仕するかは、結局連鎖反応の緩急の差に過ぎない。このような原子力の国際管理が当然世界政府或は世界連邦ないし世界国家を要請する動向を含むことは明瞭である」【★15】との発言がなされるのも避けがたかった。しかしこのような発言を残した高山岩男もまた、他方で「原子力エネルギー＝平和利用」推進主義者だったのである。

私は自民党の一部の人々に、機会ある毎、早く対策を研究工夫する必要があることを言い続けてきた。私の対策というのは、日本も負けずに核兵器を開発することではなく（これは日本の政治的状況から見込がない）、核技術の開発に国家予算をつぎこみ、その水準で一流に達するということであつた。【★16】

政治史的にも興味深い文章である。さらに興味深いのは、そのための弁証方法として、「左翼進歩陣営も文句のつけようがない平和利用に徹すること」【★17】が挙げられている点である。高山は、「軍事利用」ではなくして、何人も否定できない「平和利用」を全面に押し出すことで、核技術の開発を推奨したのである。賀川や湯川のように、「平和利用」と「軍事利用」を峻別しようとも、あるいは高山のように、両利用目的を峻別せずとも、「平和利用」の推進という点で、三者は見解を同じくしていたといえよう。「平和利用」という名のもと、

核技術開発への欲望が導き出される瞬間である。しかもこのようなロジックは、世界政治における日本の位置づけ方と結びついていたのである。

心ある者は精密機械工業の世界的水準を維持するには特別な苦心を払うもので、新兵器の開発を怠らぬのも深い慮りから出ているのである。このような政策を支持できる国民は智慧のある一流民族であり、これを支持できない国民は三四流の劣等愚昧民族と見て先ず間違いない。(中略) 核技術並びにロケット技術の開発、その一流水準の維持は、原水爆や長距離弾道兵器を製造せず、いわゆる平和利用に徹していても、核軍縮に大きな発言力を持ち、その意味で世界平和の維持に貢献できるものである。(中略) いつでも核兵器や長距離弾道兵器を造ろうと思えば造れるという実力——世界が均しく認める客観的な実力——を具備しているならば、それが隠然たる発言力の基盤となるのである。しかもこの実力は核技術、ロケット技術をいわゆる平和利用の面に徹底させることによって獲得されるのであって、いくら左翼的な学者といえどもこれには文句のつけようがない筈である。[★18]

《原子力ナショナリズム》とでも表現できそうな思考である。核兵器を製造しうる潜在的な「実力」を保持することで、世界政治における日本の発言力を高めようとする思考である。世界政府主義者は、「原子力エネルギー＝平和利用」推進主義者であると同時に、《原子力ナショナリズム》の語り部でもあったといえよう。[★19]

世界政府の理念が原水爆の実在によって担保されていたこと、いわば原水爆が世界政府の樹立に向けた必要悪であったこと、さらに世界政府主義者が原子力エネルギー推進主義者であり、《原子力ナショナリズム》の体現者でもあったことは、すでに確認しておいたが、この事実と符合するように、この段階では原子力の全否定＝「廃棄」なる問題が設定されていたわけではなかった、という点にも注目しておくべきであろう。それゆえ、この時期における世界政府主義者の構想力は、原子力を「軍事利用」にも、「平和利用」にも応用できる余地を全世界に与えてしまったのである。逆説的ではあるが、はたしてそうであるがゆえに、世界政府主義者はみずからのビジョンを語ることができたといえよう。そしてその構想力は、「平和利用」を冠した《原子力ナショナリズム》をも生み出してしまったのである。

第2章 近代と「近代の超克」——主権か、世界政府か——

第1節 「近代の超克」への憧憬

繰り返しになるが、世界政府の理念が原水爆によって担保されていたとすれば、原水爆が国家主権を超越する「実在的力」、言い換えれば、「近代国家終焉」の「実在的力」として措定されることは避けがたい [★20]。

そうであればこそ、原子力時代には、近代主権、国家主権に対する批判的読解が極端に進

行していくことも免れない。先に紹介した、賀川豊彦や湯川秀樹の世界連邦運動もその一環として位置づけられるが、同じく世界連邦運動に名を連ねていたと覚しき[★21]、国際法学者の横田喜三郎も主権批判を精力的に展開した知識人の一人であった[★22]。横田といえば、ハンス・ケルゼンの純粋法学に影響を受け、国際法優位説を提唱した国際法学者として著名であるが、敗戦直後には「国際民主主義」の確立、さらには世界国家の設計を説いた人物として知られている。

横田の場合、国家主権に戦争を呼び起こす機能が備わっていることを批判的に論及し、「世界国家の建設=世界主権」の確立を展望してみせたが、かかる展望を直截的に導いたのも、やはり原子爆弾の登場にほかならなかった。横田にあって、世界国家の樹立が要請される事態は、以下のように説明される。

のみならず、ごく最近において強力な世界組織を、できるならば世界国家を、ぜひとも早急に建設しなくてはならないといふ、急迫した現実の要求が起つてきた。原子爆弾の発明がそれである。この驚くべき強力な破壊兵器の発明によつて、一步をあやまれば、人類と文明は文字どほりに破滅の危険にさらされるに至つた。わづかに一発の爆弾によつて、広島^{ミヤマツ}の全市が破壊され、また長崎の大部分が破壊された。もし幾百発、幾千発、幾万発といふ原子爆弾が使用されたなら、全世界の都市も村落もほとんど破壊されてしまふであらう。そうなれば、人類の破滅であり、文明の破壊である。しかもこのつぎの大戦争には、おそらく幾百発、幾千発、幾万発といふ原子爆弾が使用されるであらう。そうでないと、たれが保証しうるであらうか。これをまぬがれるただ一つの方法は、強力な世界組織を建設することである。むしろ、世界国家を建設することである。そうして、それによつて、戦争の発生そのものを防止することである。そのほかに、方法はない。[★23]

原子爆弾の発明は、世界国家への憧憬を呼び込んだのである。しかし主権の批判的解説が原子力時代以前からすでに進捗していた、という点には留意しておくべきであろう。歴史的事実として、国家主権の統御という問題系は、戦前期以来のそれにほかならなかったからである。横田がケルゼンの国際法優位説に接した当時(=第一次大戦直後)を振り返るなかで、ケルゼンを以下のように位置づけていたことは、その証左となろう。「国家主義の思想的城砦である国家主権」の批判を「鋭い論理をもって、徹底的に行ない、それと関連して、新しい国際法の理論を、国際法上位論として、大胆ともいえるほどに展開した」[★24]人物として、ケルゼンは積極的に評価されたのである。戦後における横田の世界国家論は、戦前期以来の国際法理論の帰結として位置づけられるべきであろう。この限りにおいて、「戦前」と「戦後」を単なる断絶としてとらえるわけにはいかない。原子爆弾の登場という一大契機を媒介に、「戦前」と「戦後」は結びついていたと理解するべきであろう。「近代(主権)の超克」という指向は、戦間期の思想空間にすでに胚胎していたのである。

しかしこのような事情は、横田に限ったことではない。戦時期京都学派の一翼を担った高山岩男の場合、よりストレートに「戦時」を「戦後」に持ち越した〔★25〕。『世界史の哲学』の著者として知られている高山は、核兵器を「近代国家終焉」の「実在的力」と位置づけ、戦後に「近代の超克」の再演を果たそうとしたのである。

高山は、戦時期に「大東亜共栄圏」の理念を、「共栄圏は各国平等の主権を以て契約的に結合する連盟でもなく、他の主権を無視して服従せしめ搾取を行う帝国でもない。共栄圏はいわゆる連盟やいわゆる帝国とは異なる独自の自己固有の原理をもち、その根柢に発展段階説の如き近代世界史学の理論とは異なる理論をもつ必要が存するのである（傍点—原文）」〔★26〕と説明し、主権的秩序とは異なる世界として「大東亜共栄圏」を意味づけていた。

近代＝主権的世界からの解放という問題系は、実に戦時期以来からのプロジェクトだったといえよう〔★27〕。そして戦後は横田と同様、世界政府の建設を展望し、「近代の超克」を再設定していく。高山によれば、世界政府とは、「単に超国家的というだけではない、事軍事面に関する限り、国家の主権以上の権限を有することは明白である。このような権限を有するものは主権を絶対視する近代の国家思想、国際観念からは到底考えられないものであり、また史上も空前の存在」〔★28〕として位置づけられる。「近代の超克」という企画が戦後に持続していることは、ここに明らかであろう。このような背景には、戦時期の哲学的思索がなんら誤りではなかった〔★29〕、という自己診断が介在していたが、高山をして世界政府への展望を語らしめた契機もまた、原水爆など原子力兵器の登場にほかならなかった。いわく、「世界政府の理念は原子力時代に原水爆の存在から発生」〔★30〕するのだ、と。原子力の实在こそ、世界政府主義者を世界政府主義者たらしめる根柢であったといえよう。再説すれば、世界政府建設のための否定的参照系として、「止むを得ざる悪」〔★31〕＝必要悪として、原水爆は位置づけられていたのである。

以上のように、戦前・戦時期以来の思想状況が戦後に接続していたことは明らかである。敗戦後の世界政府思想とは、これら戦前・戦時期の思想状況——近代主権の批判的読解——に、原水爆の出現という新規の現象が加わることによって構成されていたのである。原子力兵器の登場は、自己の戦前期以来の思想を実現させる契機として、換言すればみずからの理念の投企対象として位置づけられていたと理解されよう。国家主権の制御、そして世界政府樹立への展望は、かくして原子力時代にかこそ、現実味を帯びた想像力ないしは創造力へと昇華されるに至ったのである。

およそ思想系列の異なる横田と高山を結びつけたのが、原子力時代という圧倒的な現実であったといえよう。「近代（主権）の超克」という思维様式は、こうした意味においても多くの知識人を収容しうるそれとして機能していたのである。

第2節 近代への憧憬

原子力の解放が近代国家＝民族国家の解体を意味し、国境線を無化する「実在的力」とし

て機能する以上〔★32〕、原子力時代は「近代の超克」という問題設定に取り組むには適合的である。その限りで、横田や高山の展望は、およそ提唱されるべくして提唱されたといえよう。主権や近代的思惟を超越した展望として、である。

しかし原子力時代は、「近代の超克」の再設定のみをもたらしたわけではなかった。ここで忘れてならないのは、戦後日本のはじまり方である。冒頭で述べたように、日本の戦後は、「敗戦」という事実、より具体的には近代と軍事力への敗北からはじめられた。それゆえにこそ、日本の戦後再建を図るに際して、近代と軍事力を希求する欲望、さらには主権の形式的かつ実質的回復を目指す思惟様式が生起することも避けがたかった。その具体的表現として位置づけられるのが、《自主憲法》の精神である。原子力兵器の誕生は、近代超越的、主権超越的なビジョンのみならず、近代への指向、主権への指向をも戦後日本の思想空間に発生させたのである。

《自主憲法》の思想と行動を領導した人物が、神川彦松であった〔★33〕。神川といえば、戦前／戦後を代表する国際政治学者であるが〔★34〕、改憲派グループの憲法研究会、後の自主憲法既成同盟のプロモーターとして活躍したように、戦後には《自主憲法》制定論者として広く知られている〔★35〕。

では、《自主憲法》の精神とは具体的にいかなるものであったか。戦勝国アメリカによって制定された「日本国憲法＝押しつけ憲法」を、日本国民の手によって新たに制定し直し、民主制社会を確立すること——《自主憲法》の精神は、この一点に集約される。天皇「元首」の明記、知事官選制の採用など、その主張にはいくつかの興味深い論点が組み込まれているが、ここでは、とりわけ自衛力・防衛力保有への意思について注目しておこう。

神川にとって、自衛力の保持は、自由平等の確立、自主独立の回復、民族領土の回収と並んで、近代国家の構成原理にほかならなかつたからである〔★36〕。神川は、以下のように述べる。

アメリカ軍をわが国から撤退させるための前提条件は、いうまでもなくわが国が国力相互の自衛軍備をもつことであらねばならない。わが国がわが国の内外に対する秩序を維持し、内外の侵略に対して、自己を防衛するために必要な実力を保有することは、わが国の自主独立を確立するための至上命令である。今日の世界において、自守自衛の武力をもたないものは、アタマから国家ではないのだ。自守自衛の軍備を保有することが、わが国外交の根本要件であることは、多言をまたないところである。〔★37〕

ここでは、軍事力の保有に代表されるような「実力」が希求されている。神川は、戦時期の段階ですでに国際政治上における「実力」に注目していたが〔★38〕、戦後にも「国際上の勢力の要素というものはもとより経済的・政治的・軍事的実力^{パワ}でなければならない〔傍点一原文〕」〔★39〕として「実力」こそが世界政治の最大審級であると位置づけていたのである。「実力」で敗れた者が「実力」を欲する、という構図である。憲法改正の精神は、「敗者」に

よる「勝者」へのアンチテーゼとして叫ばれたといえよう。

では、原子力時代における「実力」とはなにか。「今日の国際社会で、その平和と秩序を支配する究極の実力的根拠は、核兵器の力である」[★40]。原子力時代における「実力」が「原子武力」であって、なおかつ「実力」が希求されれば、核兵器保有への意思もまたおのずと生み出される。神川によれば、日本は「もとより核兵器及び核技術開発の十分の可能性を有する国の一つ」[★41]であるという。ここには、日本を核保有国として位置づけようとする衝動が見出せよう——潜在／顕在を問わず、である。「実力」獲得への意思は、かくして核保有への回路を切り拓いたが、それと同時に他方で、主権の形式的かつ実質的な回復を目指す欲動をも生み落とさずにはおかなかった。

核拡散防止条約（NPT：1968年調印、1970年発効。日本は1970年に調印、1976年に批准）に対する神川の反応には、そうした欲動がよく示されている。核兵器保有国以外の核兵器保有と、兵器のための原子力エネルギー使用を禁止した同条約に対して、神川は、「世界史上最大の「不平等条約」」[★42]と評し、条約参加への反対を表明した。神川が条約参加に反対したのは、同条約が日本の核保有国化の潜在的可能性を奪い去ってしまうからであった。のみならず、非核保有国は、核保有国である米ソの「属邦」に墮してしまいかねないからであった [★43]。

今後の世界で、国際外交上フリー・ハンドを持ち得る国は、ただこの核兵器保有国のみであって、他の非核保有国は究極においては、これを持たないのである。（中略）このように核兵器保有国のみが国際政治上、行動の自由を持っており、非核保有国は国際政治上行動の自由を持たないものであるから、核兵器保有国の国際政治上の行動能力と、非核兵器保有国の国際政治上の行動能力との間に、絶大な懸隔を生ずるであろうことは当然のことである。今日までの国際法は、根本的に改正されることにならざるを得ない。たとえ形式的には各国間の“主権平等”が依然としてうたわれたとしても、事実上それは単なる空言であることは明白である。[★44]

核保有国と非核保有国とのあいだに「絶大な懸隔」が生じること、すなわち不平等が発生することに異議が表明されているのである。それゆえに、神川は、核拡散防止条約に反対したといえよう。いわく、「ほんとうに主権を持つ国家は、こういう核保有国のみであって、一切の非核保有国は、事実上主権を放棄することとなる。従前の国際世界では法理上、とにもかくにも「主権平等の原則」が妥当していたが、今後はこういう原則は名実ともに全く廃棄されることにならざるを得ない。（中略）右の条約案のような形における赤裸々な不公正不合理の不平等関係の設定は、何としても承認することはできない」[★45]と。

核保有への意思——より精確に言えば、《核・実力・主権》に対するアウクスエ権の保障であるが [★46] ——は、主権平等（形式・実質）の原理を保全しようとする衝動でもあったのである。こうした核をめぐる神川の欲望が、《自主憲法》の精神と接続していたことは、疑いえない。《自主憲法》の精神もまた、自主独立の完成、主権平等＝近代の確立に向けた

それであったからである。この限りで、原子力（＝核兵器・原子力技術）は、改憲イデオロギーの一条件として位置づけておくべきであろう【★47】。

そればかりではない。ここには、《原子力ナショナリズム》との接点も見出せる。「平和利用」の名のもと、核技術の開発を進めることで、世界政治上の発言権を獲得しようとする《原子力ナショナリズム》と、核兵器・原子力技術を媒介に主権平等の原理を担保しようとする《自主憲法》の精神とは、すぐれて親和的だからである【★48】。そうした欲望を否定できないからこそ、神川は、以下のように、世界国家樹立の不可能性に言及し、自主独立を希求しているのである。

世界平和の確立のために核兵器自体の存在は必要である。また、人類文明の発達のために核爆発自体は必要である。核兵器は米ソのような超大国の手を放れて、完成された国連のような「世界国家」の独占に帰せられない限り、個別国家の核兵器が廃止されることは絶対にあり得ないことである。核兵器が個別国家の手に存在しているのに、これが全廃されると想像するがごときことは単なるユートピアであって、実行されることは全くあり得ないことである。（中略）こういう世界において核軍縮を期待しながら、自らの核兵器保有の権利を捨ててこの条約に調印せんとするがごときは、自らの国家および民族の自主独立を永遠に放棄しようとするものであって、われわれ国際政治の学徒として断じて承認することはできないのである。【★49】

「近代の超克」の果てに想定された世界国家は、かくして近代希求的で、主権希求的な指向によって否定的に語られていくのである。この点で、原子力時代における二つの憧憬は、相互に否定的な関係を構成していたといえよう。核兵器ないし原子力エネルギーは、世界政府への指向のみならず、主権平等への欲望をも喚起し続ける「実在的力」だったのである。

第3章 二つの憧憬、その連接

しかし以上にみてきた二つの憧憬は、必ずしも別個に切り離された欲望ではなかった。原子力が一方で、世界政府の理念の源泉として位置づけられ、他方で、近代主権国家の自己充足を可能にする契機として配置されたとしても、である。

ここで注意しておくべきは、世界政府が想定される場合、ほぼ例外なく連邦制が指向されていた、ということである。高山はいう。

ひとは世界政府と云えば直ちに国家が消滅し、無条件に理想的な政府であり、絶対平和を約束するものの如く考え易い。これはいみじき速断であらう。（中略）望むべきものは（中略）世界連邦であり、世界連邦の世界政府なのであるが、この場合は形と意義を変えても国家はやはり存続するのであり、従つてその間に紛争が生ずることは避け難いであらう。【★50】

世界連邦の構想は、国家の存続を前提としているのである。しかしこのことは、何も高山に限ったことではない。国際連合の設立をもって、世界国家の建設が「なかば実現」されたと評した【★51】、横田にしても、「世界には、いろいろな人種が民族があって、それぞれ特別な性質や文化をもっています。それらがべつべつの国を作り、そこで特色のある固有の発達をすることは、まことに望ましいことです」【★52】と述べ、世界国家を「個人」からなる連合体ではなくして、「国家」の連合体として定義づけていたのである【★53】。「温和な国家主義」と「眞の愛国」、さらには「国際主義」を同一平面上において統合した、横田ならではの定義といえよう【★54】。

世界政府主義者は、かくして国家という問題項を持ち越したのである【★55】。しかしそれだけではない。高山の場合には、「無軍備、戦争放棄、原水爆廃棄を唱えるだけでは、戦争、を極小にし平和を極大にする世界政府の如きものは、実現はもちろん接近も期待できない」こと、「国防軍備の存在、原水爆の存在」を「止むを得ざる悪」として認めることまでが説かれるのである【★56】。繰り返しになるが、この段階において、世界政府が想像されるためには、原水爆は国家と同様、「廃棄」されてはならなかったのである。世界政府主義者が原子力エネルギー推進主義者であると同時に、《原子力ナショナリズム》の語り部たりえた所以である。

さらにここで注目しておくべきは、「国防軍備」が許容されていることである。この点で、高山の世界連邦構想は、自衛力を欲した神川の指向へと近似していかざるをえない。だからこそ、《自主憲法》の精神と《原子力ナショナリズム》のあいだには接点が見出せたのである。この限りにおいて、世界連邦の構想力は、近代希求的な神川の欲望と相補的であったといえよう。

そして世界政府の樹立が「遙かなる将来の事項」【★57】として未来投企的に言及される時、原子力エネルギーの「平和利用」を全面に押し出した、《原子力ナショナリズム》の回路は、一挙に切り拓かれる。「平和利用」と「軍事利用」の区別があろうと、なかろうと、である。先に確認したように、二重の利用目的が峻別されようが、されまいが、「平和利用」という言葉のみが一人歩きしていくことは避けがたいからである。「未来」にも「現在」にも国家という問題項が残され、原子力エネルギーの推進が図られれば、なおのことであろう。世界政府のビジョンが「未来」に先送りされれば、かかるビジョンは「現在」に空転せざるをえないからである【★58】。

世界連邦の構想力が多くの知識人を魅了したことは、疑いを容れない。しかしながら、神川が世界国家の不可能性について語ったように、世界政府思想、世界連邦運動に批判的な論評も同時に寄せられていたのである。国際法学者の田畑茂二郎は、原子爆弾以後に発生した世界連邦の構想に一定の理解を示しつつも、以下のような評価を与える【★59】。

世界連邦論者は、国家主権をもって、ヘーゲル風の絶対主権の観念と同一視し、国家の自己決定の面を強調するが、しかし、主権をもってそのようにだけ理解するのは不十分であって、それが、歴史的に、他の権力主体からの干渉を排除するという抗議的概念として成立したものであるという一面をもっていることを忘れてはならない。(中略) 強大な超国家の干渉を排除するという意味において、ことに、国際的な規模にまで発展した独占資本の[▽]侵透[▽]を阻止する意味において、国家が主権・独立を主張する必要は失われていない。[★60]

田畑はここで、世界政府主義者の主権理解に疑義を呈し、主権成立の歴史的重みを強調しているが、このような観点からすれば、横田や湯川のような主権理解——戦争を勃発させる原動力としての主権——は訂正されざるをえない。横田や湯川を直截的に批判したかどうかは定かではないが、「国家がそれぞれ主権をもち対立していることが、戦争の一つの契機になりうることはもちろん否定されえないであろう。しかし、国家がそれぞれ主権をもっているからそれで戦争が発生するのだという風に、国家の主権と戦争を直ちに結びつけて考えることは正しくない。もともと主権というものは、国家が自己の意に反して他の単一体の意思に屈従しないこと、つまり、自主独立であることを意味する法的な権限にすぎないのであって、それ自体は抽象的な、いわば政治的には白紙のものであって、戦争のモメントにもなれば、平和のモメントにもなりうるものである」[★61]との論述に示されるように、田畑にしてみると、主権それ自体は「空虚」=「抽象」に過ぎないのである [★62]。主権がすぐれて空虚であるとすれば、主権は善悪の価値規準からは無縁である。そうであるがゆえに、主権は単なる否定の対象とならない。田畑の主権理解は、主権擁護のロジックとして読まれるべきであろう。

この点で、およそ田畑の意図とは異なって、田畑と神川の指向は接近せざるをえない。世界連邦の構想に批判的で、なおかつ主権を擁護しようとするロジックは、神川のな思考法を呼び起こしてしまうからである。

それだけではない。横田の思想軌跡は、そうした事情をよく物語っているように思われる。敗戦直後に世界国家論を繰り返し説き続けた、横田は、1950年代、60年代になると、日米安保体制や集団的自衛権を肯定し、さらには自衛力の保持をも容認するに至る [★63]。日米安保体制に神川が肯定的だったとは到底思えないが、自衛力の保有を主張する点で、両者の展望は末路を同じくしてしまったといえよう。

かくして残されたのは、《自主憲法》制定への欲望と、「平和利用」の名を冠した《原子力ナショナリズム》であった。

おわりに

世界政府主義者の内部に、主権否定的な思考と主権肯定的なそれとが混在していたように、あるいはまた、《自主憲法》制定論者の陣営に、近代希求的な契機と「近代の超克」的なそ

れとが二つながら組み込まれていたように、原子力時代における二つの憧憬は、相互に切り離せない欲動として位置づけられる。

原子力兵器を媒介に、一方で、「近代の超克」＝世界政府が指向され、他方で、近代＝主権が指向されたように、これら二つの憧憬は、「原子力に何を読み込み、何を書き込むのか」という衝動が分岐した結果であったといえよう。原子力エネルギーは、これら二つの欲動の投企対象であって、その限りで、決して「廃絶」されてはならなかったのである。むしろ原子力エネルギーは、世界政府の設立に向けた意思を喚起し続ける契機として、主権平等への意思を呼び起こし続ける契機として、不断に求められていたのである [★64]。

とはいえ、現在に至るまで、世界政府の樹立と憲法改正の実現は、ともに果たされることはなかった。その限りにおいて、「近代の超克」も「近代」の達成も、空転を余儀なくされたといっても間違いではない——欲望のみ残り続けることには注意しておくべきであろう——。

これら二つの憧憬が実現されることのない状況のなかで、原子力時代の戦後日本が一貫して目指したのは、潜在的核保有国化であった [★65]。「近代の超克」と「近代」の確立に向けた憧憬が、ともに原子力エネルギーの实在に根拠を有していたとすれば、戦後日本は、これら二つの憧憬から世界政府建設の政治理念と《自主憲法》の精神をいったん取り除くことで、みずからを編制していったといえよう——憲法改正の場合、政治的な意味で「先送り」になろうが——。しかしそこには、高山が述べたように、誰にも「文句のつけようがない」言葉＝イデオロギーが動員されざるをえない。その言葉こそ、「平和利用」ではなかったか。「平和利用」のかけ声のもと、戦後日本は、「政治・経済・外交・社会」の全次元において、潜在的核保有国化を歩み続けたといっても過言ではない。潜在的という表現が象徴しているように、それは明確な解釈を許さない曖昧さの別称である。しかし潜在的核保有国化が終始目指されてきたのだとすれば、そこには、曖昧であり続ける、ということへの明確な意思表示すら見出すことができる。そしてそれを可能ならしめる標語こそ、「平和利用」という言葉だったのではないか。「平和利用」であれば、核兵器保有の印象が緩和されるからである。「平和利用」という言葉が氾濫し、改憲＝自衛力保有が先送りされれば、「平和利用」＝潜在的核保有国化のみが「勝利」を収めることとなろう。戦後日本は、《原子力ナショナリズム》を謳歌するよりほかなかつたのである。

「平和利用」という言葉は、余りにもイデオロギー的に過ぎる。しかし「平和利用」という言葉が歴史実在的に機能し続けてきたことを思えば、単純に「平和利用＝イデオロギー」として処理することは許されないのではないか。捨てられないイデオロギーは、虚妄の次元を容易に超脱してしまうからである。それはむしろ、ホンネといってしまうても過言ではない。であれば、虚構と知っていても、そこに没入してしまう逆説的なメカニズムを究明すること、あるいは虚妄がホンネへと転換してしまう瞬間を押さえることが必要なのではないか。戦後日本がたとえ虚構の歴史を歩んできたとしても、その歴史を歩み続けてきた、という事実は、誰にも否定できないからである。

それでは、そうした「逆説」を受け容れてしまう政治体制やイデオロギーはいかにして創出され、いかにして変成されていくのであろうか。今後は、原子力をめぐる戦後政治（史）体制を検討することで、この問いに答えてみたい。

★1——それゆえ、戦時期において、「近代の超克」陣営に属さなかった知識人の戦後思想についても、「近代の超克」という概念で評価することができるのではないか。本稿では、こうした観点から「近代の超克」概念の拡張を図ってみたい。戦時期における「近代の超克」については、廣松渉『〈近代の超克〉論——昭和思想史への一視角』（講談社〈講談社学術文庫〉、1989年）などを参照。

★2——小路田泰直「ヒロシマからフクシマへ」（『史創』第1号、2011年8月）、住友陽文「戦後民主主義の想定領域——原子力開発と55年体制」（同前）、布川弘「冥王」プルトニウムの誘惑——ヒロシマからフクシマへ」（同前）。

★3——山本昭宏『核エネルギー言説の戦後史1945-1960——「被爆の記憶」と「原子力の夢」』（人文書院、2012年）。

★4——高山岩男「平和思想の問題」（日本外政学会出版局編『現代政治経済講座』、日本外政学会、1955年）18-20頁。

★5——賀川豊彦「人類の自殺か世界連邦か」（1954年5月）、『賀川豊彦全集』第10巻（キリスト新聞社、1964年）436-437頁。賀川の世界連邦思想については、小南浩一「賀川豊彦と世界連邦運動」（『法政論叢』第44巻第2号、2008年5月）を参照。

★6——湯川秀樹「核時代から世界連邦時代へ」（世界連邦建設同盟編『世界連邦運動二十年史』、世界連邦建設同盟、1969年）40頁。湯川については、田中正『湯川秀樹とアインシュタイン——戦争と科学の世紀を生きた科学者の平和思想』（岩波書店、2008年）、桑原武夫・井上健・小沼通二編『湯川秀樹』（日本放送出版協会、1984年）を参照。知識人としての湯川に関しては、田中希生『《特殊な》知識人——湯川秀樹と小林秀雄』（前掲『史創』第1号）。

★7——湯川前掲「核時代から世界連邦時代へ」43頁。

★8——湯川前掲「核時代から世界連邦時代へ」41、43頁。

★9——山下康夫「原子力管理の諸問題」（『国際法外交雑誌』第49巻第4号、1950年9月）27頁。

★10——高山岩男「原子力時代と世界政府」（『海外事情』第4巻第3号、1956年3月）28頁。

★11——湯川秀樹「核時代の次に来たるべきもの」（1968年1月）、『湯川秀樹著作集』第5巻（岩波書店、1989年）217頁。

★12——賀川前掲「人類の自殺か世界連邦か」436-437頁。

★13——山下前掲「原子力管理の諸問題」22頁。

★14——高山前掲「原子力時代と世界政府」24頁。

★15——高山岩男「世界史の理念」（1951年6月）、『高山岩男著作集』第4巻（玉川大学出版部、2008年）617-618頁。

★16——高山岩男「原子力船建造に遅れるな」（『経済復興』第741号、1967年1月）15頁。

★17——高山前掲「原子力船建造に遅れるな」15頁。

★18——高山前掲「原子力船建造に遅れるな」14-18頁。

★19——このような思惟様式は、世界政府主義者のみならず、戦後日本の政治指導者のそれでもあった。「核武装合憲」論者であった岸信介は、首相時代に東海村の原子力研究所を訪問した当時（1958年1月）のことを、以下のように述べている。「原子力技術はそれ自体平和利

用も兵器としての使用も共に可能である。どちらに用いるかは政策であり国家意志の問題である。日本は国家、国民の意志として原子力を兵器として使用しないことを決めているので、平和利用一本槍であるが、平和利用にせよその技術が進歩するにつれて、兵器としての可能性は自動的に高まってくる。日本は核兵器を持たないが、潜在的可能性を強めることによって、軍縮や核実験禁止問題などについて、国際の場における発言力を強めることができる」と。岸信介『岸信介回顧録——保守合同と安保改定』（廣済堂出版、1983年）395-396頁。

- ★ 20——高山岩男『文化国家の理念』（1946年）、前掲『高山岩男著作集』第4巻、438頁。
- ★ 21——横田は世界連邦建設同盟の顧問として名を連ねていた。前掲『世界連邦運動二十年史』568頁。
- ★ 22——横田については、竹中佳彦『日本政治史の中の知識人——自由主義と社会主義の交錯（上）（下）』（木鐸社、1995年）、酒井哲哉「国際政治論のなかの丸山眞男——大正平和論と戦後現実主義のあいだ」（『思想』第988号、2006年8月）などを参照。
- ★ 23——横田喜三郎「世界国家論」（『世界』第9号、1946年9月）18頁。のち、『世界国家の問題』（同友社、1948年）に収録。
- ★ 24——横田喜三郎「ケルゼンとわたくし」（1974年）、同『純粋法学論集』II（有斐閣、1977年）283頁。
- ★ 25——高山については、米谷匡史「『世界史の哲学』の帰結——戦中から戦後へ」（『現代思想』第23巻第1号、1995年1月）、酒井哲哉「核・アジア・近代の超克——一九五〇年代日本政治思想の一断面」（『思想』第1043号、2011年3月）、福嶋寛之「敗戦前後の高山岩男——近代の超克」論の再措定」（『福岡大学人文論叢』第43巻第3号、2011年12月）などを参照した。
- ★ 26——高山岩男「世界史の転換と現代日本」（1943年）、前掲『高山岩男著作集』第4巻、672頁。
- ★ 27——「大東亜共栄圏」時代における主権理論については、拙稿「大東亜国際法（学）」の構想力——その思想史的位置」（『ヒストリア』第233号、2012年8月）を参看されたい。
- ★ 28——高山前掲「原子力時代と世界政府」26頁。
- ★ 29——高山前掲「世界史の理念」610頁。
- ★ 30——高山前掲「原子力時代と世界政府」28頁。
- ★ 31——高山前掲「原子力時代と世界政府」27頁。
- ★ 32——高山岩男「平和と戦争の思想」（国際政治学会編『平和と戦争の研究』〈国際政治1957年春季特輯〉、有斐閣、1957年）。本稿では詳論できないが、「大東亜国際法（学）」のイデオログであった松下正寿もまた、核兵器の登場をきっかけにして、世界連邦を提唱するに至る。松下正寿『お茶の間の政治学』（本田書房、1967年）。松下の戦後思想には、冷戦体制、日米安保体制を合理化する契機が組み込まれていたが、この点については、拙稿前掲「大東亜国際法（学）」の構想力——その思想史的位置」で指摘しておいた。
- ★ 33——神川の《自主憲法》思想については、別稿を準備中である。その一部については、韓国日本近代学会第26回国際学術大会（2012年11月10日、於立命館大学）にて、『《自主憲法》の精神、その起源——主権平等とデモクラシーへの欲望』と題して、すでに公表した。
- ★ 34——神川の国際政治学については、永井馨「神川彦松の権力政治思想形成に関する一考察」（『大東法政論集』第5号、1997年3月）、春名展生「国際政治学の生物学的基礎——神川彦松の忘れられた一面」（『国際政治』第148号、2007年3月）、同「大東亜共栄圏」の記憶が戒めるもの——神川彦松の所説を通して再考する」（『アジア太平洋研究センター年報』第5号、2008年3月）などを参照。
- ★ 35——竹前栄治『護憲・改憲史論』（小学館〈小学館文庫〉、2001年）。

- ★ 36——神川彦松「新日本外交の前途」(1953年)、『神川彦松全集』第10巻(勁草書房、1972年)。
 - ★ 37——神川前掲「新日本外交の前途」1121頁。
 - ★ 38——神川彦松「東亜聯盟概論——三たび東亜聯盟を説く」(1940年)、前掲『神川彦松全集』第10巻、827-828頁。
 - ★ 39——神川彦松「新日本の外交コース——「中立論」と「第三勢力論」の批判」(1954年)、前掲『神川彦松全集』第10巻、1163-1164頁。
 - ★ 40——神川彦松「核拡散防止条約の将来とわが新核国策の樹立」(1968年)、前掲『神川彦松全集』第10巻、1242頁。
 - ★ 41——神川彦松「核拡散防止条約と日本——この条約の成立は現在の国際関係の一大革命を意味する」(1967年)、前掲『神川彦松全集』第10巻、1222頁。
 - ★ 42——神川前掲「核拡散防止条約と日本——この条約の成立は現在の国際関係の一大革命を意味する」1213頁。
 - ★ 43——神川前掲「核拡散防止条約と日本——この条約の成立は現在の国際関係の一大革命を意味する」1213頁。
 - ★ 44——神川前掲「核拡散防止条約の将来とわが新核国策の樹立」1245頁。
 - ★ 45——神川前掲「核拡散防止条約と日本——この条約の成立は現在の国際関係の一大革命を意味する」1217-1218頁。
 - ★ 46——ここで留意すべきは、実際に核兵器を「保有すべき」との主張がなされたわけではなかった、という点であろう。ここでは、あくまで保有権利への意思が争点となっているため、神川にとって防衛力が核兵器のみを意味することはなかったように思われる。「憲法の全面改正の必要とその方向」(憲法研究会編『日本国自主憲法試案』、勁草書房、1955年)9-10頁。しかしながら、核保有権への意思は、つねに喚起され続けるものであり、核兵器の存在はそうした意思を生み出す源泉であったといえよう。そしてそれは、主権平等への欲望をも呼び起こす契機であったと推察される。
 - ★ 47——林尚之「原子力時代における日本国憲法の「革命」——核問題と憲法全面改正論」(『史創』第2号、2012年3月)、同「憲法「全面改正」運動と戦後政治の形成——主権論からみた自主防衛と自主憲法」(『日本史研究』第607号、2013年3月)、同「戦後改憲論と「憲法革命」」(『立命館大学人文科学研究紀要』第100号、2013年3月)。林論文の特に後二者は、本稿の問題関心と重なり合うところが大きい。併せて参照されたい。
 - ★ 48——「近代の超克」論者で、《原子力ナショナリズム》の語り部であった高山岩男と、「近代」希求論者で、《自主憲法》制定論者である神川彦松が、改憲運動で行動を一にしていたことは、興味深い事実である。こうした人的繋がりも手伝ってか、《原子力ナショナリズム》と《自主憲法》の精神は、共生可能であったといえよう。
- 高山が「近代の超克」を展望する場合、超近代的世界の生成は、近代的世界からの内生的な生成変化でなければならないと考えたように、「近代の超克」と近代は切り離せないからであった。「近代化」と「近代の超克」を、戦後日本の二重の課題として設定した、高山の思考法は、この点で、近代への指向をも呼び込まざるをえない。
- ★ 49——神川前掲「核拡散防止条約の将来とわが新核国策の樹立」1257-1258頁。
 - ★ 50——高山前掲「原子力時代と世界政府」26頁。
 - ★ 51——横田前掲「世界国家論」27-29頁。
 - ★ 52——横田喜三郎『世界平和への道』(三省堂、1949年)201-202頁。
 - ★ 53——横田前掲『世界平和への道』201頁。
 - ★ 54——横田喜三郎「愛国と国際主義」(緑の会編『愛国心とはなにか——その哲学・政治学・

歴史学・文学的な新研究』、文理書院、1952年）。

★ 55——とはいえ、横田の世界国家論は、国家解体へのプロセスを含んだものであった。世界主権が確立されれば、国家は主権の執行主体ではなくなってしまうからであった（横田前掲『世界平和への道』203頁）。

★ 56——高山前掲「原子力時代と世界政府」27頁。

★ 57——高山前掲「原子力時代と世界政府」28頁、高山前掲「世界史の理念」618頁。

★ 58——この点では、賀川や湯川、高山よりも、横田の想像力が長けていたといえよう。横田は、すでに現在、世界国家が「なかば実現」されつつあると理解していたからである。

★ 59——田畑については、酒井哲哉『近代日本の国際秩序論』（岩波書店、2007年）、波多野澄雄「『国家平等論』を超えて——「大東亜共栄圏」の国際法秩序をめぐる葛藤」（浅野豊美・松田利彦編『植民地帝国日本の法的展開』、信山社、2004年）を参照した。

★ 60——田畑茂二郎「世界連邦と現代国家」（1954年2月）、同『国際法・国際政治の諸問題』（有心堂〈有心堂文庫〉、1955年）97-98頁。田畑が横田とともに、世界連邦運動に関与していたにもかかわらず（前掲『世界連邦運動二十年史』567、574頁）、このような論評を加えたことは興味深い事実である。世界政府主義者の内部にも、近代（主権）と「近代（主権）の超克」をめぐる相剋が存在していたといえよう。

★ 61——田畑茂二郎『世界政府の思想』（岩波書店〈岩波新書〉、1950年）194頁。

★ 62——田畑の解釈のように、「主権を何かそれ自体で一つの方向をもった、自己目的的なもののように考えるのは間違っている」（田畑前掲『世界政府の思想』194頁）とするならば、『自主憲法』の精神は、主権に意味内容を附与し、戦後日本を近代国家——自衛力を保有し、自主独立が可能な国家——へと昇華させるそれであったといえよう。

★ 63——竹中前掲『日本政治史の中の知識人——自由主義と社会主義の交錯（下）』。

★ 64——しかしいったん、自己の主観的理念を実現させる客観的対象が別に発見されれば、原子力エネルギーは忘れ去られるであろう。原子力以外に、みずからの理念を投企できる対象が見出されれば、原子力をことさらに語る必要がなくなるからである。しかし原子力が忘却されていく、まさにそのとき、原子力は社会に定着することとなる。社会内に構造化された契機は、つねに不可視化されることで、胚胎し続けるからである。「忘却の政治力学」とでもいうべきか。3・11は、こうした国民の「忘却」を極端なかたちで全世界に曝してしまったといえよう。

★ 65——藤田祐幸「戦後日本の核政策史」（核開発に反対する会編『隠して核武装する日本』、影書房、2007年）、小路田前掲「ヒロシマからフクシマへ」、布川前掲「冥王」プルトニウム
の誘惑——ヒロシマからフクシマへ」。

核拡散防止条約（NPT）への参加をめぐる、外務省が作成した内部文書『わが国の外交政策大綱』（1969年）では、「NPTに参加すると否にかかわらず、当面核兵器は保有しない政策をとるが、核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャルは常に保持するとともにこれに対する掣肘をうけないよう配慮する」と謳われている。鈴木真奈美『核大国化する日本——平和利用と核武装論』（平凡社〈平凡社新書〉、2006年）192頁。

さとう・たくま（立命館大学衣笠総合研究機構専門研究員）